

石巻市震災伝承検討委員会設置要綱

平成25年10月1日

石巻市告示第301号

(設置)

第1条 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害をいう。以下「震災」という。）による深い傷跡、悲しみの記憶及び震災を通じて得られた教訓を風化させることなく後世に伝えるための各種施策等を検討するとともに、専門的視点による効果的な提言を得ることを目的として、石巻市震災伝承検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、必要な提言を行う。

- (1) 震災の記憶を伝承するための手法等に関すること。
- (2) 震災遺構の選定及び保存方法に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、震災伝承に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、復興政策部復興政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員

会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。
(最初の委員会の招集)
- 2 委員が委嘱され、又は任命された後最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。